

## ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会関東地区協議会規則

### (名称)

第1条 本会は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会関東地区協議会という。

### (構成)

第2条 本会は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会関東地区協議会会員をもって構成する。

### (事務局)

第3条 本会の事務局は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会関東地区幹事内におく。

### (目的)

第4条 本会は、関東地区における会員相互の連絡を密にし、共通する諸課題について連絡交流を図ることにより、ごみの適正処理過程における焼却余熱の有効利用の推進と、ごみ焼却施設に対する社会的評価の向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、総会、地区研修会を年1回、原則として関東地区の各都県会員の持ち回りにより開催し、開催都市が主体となって運営する。

その他必要に応じて臨時会を開催することができる。

### (役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

(1) 地区幹事 1名

(2) 地区委員 5名

(3) 会 計 1名

(4) 会計監事 1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次の各号による。

(1) 地区幹事は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村連絡協議会関東地区幹事とする。

(2) 地区委員は、関東地区の各都県毎に1名選出する。ただし、会員のいない県は不在とする。

(3) 会計は、事務局内に置く。

(4) 会計監事は、地区委員の互選による。

(役員職務)

第8条 各役員は、下記の職務を掌るものとする。

(1) 地区幹事は、地区会務を統括し、本会を代表する。

(2) 地区委員は、会の運営及び各県の相互連絡調整を図る。

(3) 会計は、会計事務を掌る。

(4) 会計監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員補充)

第10条 役員に欠員が生じた場合には、欠員が生じた地区から補充する。ただし、任期は前任者の残存期間とする。

(役員会)

第11条 本会の役員会は、必要に応じ、地区幹事が役員を招集して開催し、会運営に必要な事項を審議し決定する。

(付則)

この規則は、平成10年10月16日から施行する。